

平成 28 年度 宗像市環境保全審議会（第 1 回）

<議事録>

■日時、場所

○日時：平成 28 年 11 月 7 日（月）10:00～12:00

○場所：市役所 103B 会議室

■出席者

○審議会委員

委員出欠表（ <input checked="" type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席）		
<input checked="" type="checkbox"/> 今西委員（副会長）	<input checked="" type="checkbox"/> 大谷委員	<input type="checkbox"/> 岡原委員
<input checked="" type="checkbox"/> 後藤委員	<input checked="" type="checkbox"/> 神野委員	<input checked="" type="checkbox"/> 中谷委員
<input checked="" type="checkbox"/> 平松委員	<input checked="" type="checkbox"/> 福島委員	<input checked="" type="checkbox"/> 二渡委員（会長）
<input type="checkbox"/> 前田委員	<input type="checkbox"/> 安河内委員	

○事務局：三好市民協働環境部長、小野環境課長、上村環境対策係長、鹿島、田中

○(一財)九州環境管理協会：佐藤

1. 開会

事務局：資料の確認。資料 1 の「年次報告書」は、表紙の差し替えをお願いします。

2. あいさつ

会長：おはようございます。

COP22 がちょうど今日から開幕し、昨年締結されたパリ協定について、具体的な検討が始まります。残念ながら、日本はその協定を批准するのが少し遅れ、正式なメンバーではなくオブザーバーという形で参加していると思います。今回も環境基本計画を通じて、皆様からいろいろなご意見を頂ければと思っております。よろしく願いいたします。

事務局：報告事項の前に、人事異動で担当部長が替わっておりますので、紹介させていただきます。

部長：おはようございます。本年 4 月より市民協働環境部長を拝命いたしました三好と申します。前任の産業振興部長では農業振興や水産振興、こういったところで環境のことに深く関わってきたところでございます。この審議会につきましても、3 回目になると聞いております。平成 30 年のスタートに向けまして、いろいろご迷惑をお掛けしますが、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：本日、審議委員の前田委員と岡原委員、安河内委員の 3 名様が、あいにく日程がつかず、欠席されておりますのでご報告させていただきます。

3. 報告事項

会長 : それでは、審議に入らせていただきます。

まず、報告事項の1つ目、「(1) 年次報告書について (庁内ヒアリング結果を含む)」について、事務局からご説明をお願いします。

(1) 年次報告書について (庁内ヒアリング結果を含む)

事務局 : それでは、お手元の資料1をお開きください。こちらは年次報告書ということで、平成26～27年度の実施状況及び今後の予定を取りまとめたものでございます。施策ごとに担当部署、実施状況及び内容を載せております。

平成26～27年度の実施状況を取りまとめているので、平成27年度という表現はふさわしくないため、表紙は差し替えをさせていただいております。

内容は、こちらに書いてありますとおり、そのまま前回と同様に取り組みをしているものが大多数でございます。詳細につきましては、ご確認いただければと思っております。

会長 : 「宗像市の環境」については、2年分の取り組みを取りまとめていただいています。お気付きの点等ありましたらご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

1 ページに環境基本計画の施策体系は、①自然環境、②生活環境、③快適環境、歴史・文化的環境、そして④地球環境という大きく4つの分野に分けて施策をまとめております。2 ページ以降が具体的な活動内容で、平成26～27年度についての取り組みをまとめております。さらに、平成28年度以降の予定計画が入っているかと思えます。

委員 : いろいろなところに複数関係すると思うのですが、最近気になったのは太陽光発電所の件です。ここでは一切その点に触れていません。新しく新設されている所、あるいは現在工事中の所について、触れなくてもよいのか。一番気になったのは大井ダムの所です。

事務局 : 太陽光発電に伴う自然破壊についてですが、今現在の環境基本計画には、太陽光発電を進めることによる森林の伐採や自然破壊について盛り込んでいないので、新しい計画等で入れていく必要が出てくると思っております。

大規模な太陽光発電は、数年前から宗像市は税収増を目的として、国の施策に従って促進してきた経緯がございます。その後、昨年度の当初くらいから、宗像市は、この太陽光発電については抑制していこうと方針を転換したところでございます。

委員 : 太陽光発電の現場は主として海に近く、耕作地や、空き地に目立っています。それを抑制するというのは、どういう経緯から言っておられるのですか。

事務局 : 当初、何年間か固定資産税の減免措置などで誘致をしてきたところがございます。その後、太陽光発電自体が環境に寄与する部分もあるのですが、森林破壊や景観の問題など、総合的に見まして、宗像市としては、今後、設置に向けては抑制していくことになりました。法律的に抑制するのは、なかなか難しいところもございますので、世界遺産登録等の観点からできる限り抑制していこうという方針を持ったところでございます。

すでに設置されたものを撤去するというのは非常に厳しい状況ではございますが、今後は抑制していく方針でございます。

委員 : 税込アップの効果はあったのですか。

事務局 : 何年間かは減免措置があり、これから課税対象になってくるものが多い。ある程度の税収は見込めると考えています。

会長 : 太陽光発電が設置された土地では、景観や防災の面でもいろいろ課題があるかと思いますが、市として条例の制定は、今、考えられていないと思います。そこは設置事業者と市が協議した上で、事業そのものをどう進めていくかになるだろうと思います。

年次報告書の4ページの「②法に基づく自然環境の保全」の中に、太陽光パネルの設置など多少の文章はあります。市としては全く環境基本計画の中で取り上げていないわけではないと言えるかと思いますが。

逆に地域環境の破壊につながるのであれば、それはそれでまた大きな問題になります。どう扱っていくかについては、環境審議会としても、きちんと考えを持って対応していきたいと思います。

太陽光発電については、以上でよろしいですか。

委員 : 少し気になったのは、国際カントリーの裏側の計画。釣川の支流の上流部で生物調査などをしたのですけれども、いろいろな生き物がいて、あそこを造成してパネルを並べたらどうなるのかが一つ心配だったのです。個人的にはやめてほしいという思いがあります。

事務局 : 市で促進していたときは、国の許可を何年か前に取ったところまでを、促進条例の中で減免措置を取っていました。その後、抑制するというので、執行期限を1年前倒しして、減免措置が適応できなくなったのが1つと、もう1つは、景観条例の中で、景観上、影響がなるべく出ないように、周りを目隠しなどしていただいている状況でございます。そのようなところから抑制を進めているというのが現状でございます。法的には、止められないものなので、厳しい面がありますが、売電価格は現在は非常に低くなったので、抑制できると考えています。

副会長 : この太陽光の設置について、住民が納得するように行政にはやってもらいたいと思います。宗像の良さにつながる大きな要素である自然、歴史、伝統を残すということをもう少し真剣に考えて、数字できちっと住民に知らせるべきではないかと思いますが。

こんなに山を崩して、パネルを置いたら、もう家庭の省エネなんてやる必要はないのではないかと、そんなことを言う人も中にはいるのです。ですから、目で見て分かることは、目で見て納得できるようにやってもらいたいです。

この場所にパネルを置くとか、置かないとか、最終的にはどこに権限があるのですか。

会長 : 国の法律が一番大もとにあって、国が中心に促進したのがやはり大きいでしょうね。だから、県にしても、市にしても、いろいろ抑制する上での法整備というのは、今の段階ではできない状況になっているのです。

国の政策として、太陽光発電を促進したのは、それまで何も使われない土地があつて、そこにパネルを設置して、一石何鳥かで考えたのでしようけれども、その中で、それまでの山地であつたり農地だつたりした所にパネルが並べられていくというのは、地域としては非常に残念だと思います。何か手だてがあればいいのですけれども、結局、土地の所有者がそこを事業者に売ってしまえば、行政も地域の人たちも何も言えないというのが現状なのです。

行政として何かいい方法があればと思います。

事務局 : 国内で2、3市が条例を制定して抑制しているが、法と照らし合わせると、法にそぐわない条例になっているので、最終的に裁判になったときに、負けてしまう条例を無理やり制定する形になる。

山林になれば、林地開発という県の許可が必要になってきます。これにおいても、県が市のほうに意見書を求めてくる中で、こういうことは極力やめてください、地元の同意なども取ってくださいと意見しますが、それをクリアされると、市では打つ手が無いのが現状です。法的なところを許可基準と照らし合わせると、市が反発することが難しいというところがございます。ただ、検討はしていくべきと思っています。

会長 : 中間見直しの87ページを見ていただくと、環境配慮に関して、宗像市の条例は、福岡県の計画に沿って、定める必要があります。また、県や市は国の法律に逆らって、条例を定めるというのは認められません。ただ、今の太陽光発電のパネルの設置事業についてどの辺までカバーできるか、明確になっていないところだと思います。県の許可申請の中では地元合意が必要だとなっているかと思いますが、周辺の住民の方の意見がどこまで反映されるかについては、多分、あまり参考にされてないかもしれないです。この辺りが、新たな環境問題になってきているかと思っています。

その辺りは、県の環境関係の部署とどうすればいいか確認していただきながら、何かの手だてがあればということになるかと思っています。

委員 : 今はいいですけれども、耐用年数が過ぎて、あれが大型ごみになることや地盤が心配です。除草剤が川に流れ込むことによる健康被害とかを考えると、とても怖いなと思います。

あとは、宗像でバイオガス発電をしていると新聞に載っていたのです。下水処理場で、メタンガスの活用によって発電ができる、電力費削減へつながるということが載っていました。こういう発電がもし可能であるならば、太陽光発電以外も少し考えることができるのかなと思っています。

私が分からなかったことは、剪定した枝とか、選別からごみの減量化というところに入っていったので、どういうことなのか教えていただきたい。

事務局 : バイオマスについて、事務局から説明さしあげたいと思います。

以前から、宗像市の一般廃棄物処理基本計画の中で、バイオマス利用に取り組んでいくというのがありました。平成27年度にこの計画を、更新しました。平成25年には、国の補助を頂いて宗像市バイオマス産業都市構想を策定いたしました。この構想を基に、平成27年に国から「バイオマス産業都市」として、宗像市が認定されました。これにより、ハード事業における補助金

が国から支給されることになりました。

内容として、4つの事業が書かれています。当面の事業として2つの事業。1つ目が下水処理での発電。2つ目がバイオマス有機物です。好気性発酵による有機物の堆肥化をうたっております。下水の発電につきましては、今年度10月から稼動しております。下水で消化タンクから、嫌気性発酵で出てくるメタンガスを、今まで大気放散していた分を、燃やすことによって発電しようという事業でございます。実質、売電が可能な能力はあると思うのですが、現在は下水処理場の中で使用し、かなりの経費削減の効果が上がっていると聞いております。

次に、バイオマスの堆肥化事業でございますが、含水率が80%以上ある下水汚泥を今までは清掃工場で焼いていたわけです。しかし、好気性発酵をすることによって何とか堆肥にならないだろうかということで、民設民営で、今、計画をしているところでございます。まだ、計画段階ですが、剪定枝や、し尿汚泥も含まれているということでございます。それから、可能であるならば、事業系の生ごみまで処理できると、先々のキャパが広がっていくのかなというところでございます。

会長 : 今説明があった、バイオマス活用の情報があることを覚えていただければと思います。

先ほどの太陽光発電の設備の話は、新しい環境基本計画を検討するところで、太陽光発電の設備をどうするかについてきちんと取り上げることとなります。そこで、意見を頂いて検討するということにさせていただきます。よろしいでしょうか。それまでには、市の方で、手だてとしてどういうことがあり得るか、調べて準備していただければと思います。

その他、この年次報告書の中で、ご意見ございますでしょうか。最後の数値目標の状況は、達成したという項目は残念ながら1つしかありません。全般的にBという評価で、悪化しているものはありません。今の状況では合格点かなと思います。

資料2の庁内ヒアリングの結果について、何か説明はよろしいですか。項目として、温暖化対策の数が多いが、庁内の各課のヒアリングですので、それぞれの課で環境課題についてどういうことをやっているのかということかと思えます。

(2) アンケート調査結果について

会長 : 報告事項の「(2) アンケート調査結果について」ですが、前回はアンケートの調査表の内容をこの審議会でも検討しまして、その後、それを実施していただいています。市民と事業者アンケートについて、ご説明をお願いします。

九州環境管理協会: 資料3です。今回、市民アンケートを6～7月にかけて実施しました。回収率は51.4%と、非常に高いと思います。中のグラフ等は説明を省きますが、「(2) 現況分析と課題」を中心に説明させていただきます。

まず、もっとも興味・関心のある取り組みは、「地球環境の保全」、「生活環境の保全」です。

周辺環境の満足度については、「自然景観の美しさ」の満足度が不満度を上回っております。ほとんどの項目が同じ傾向です。不満の原因は、「立ち枯れや竹林の繁茂」が非常に多いので、今後は森林の整備管理による自然景観の向上が必要と考えております。

「川や池、海の水のきれいさ」に関する不満の原因は、「川、池、海に浮かんでいるごみや雑草」が多いので、清掃や草刈りによる適切な管理が必要と考えております。

「緑（樹木、草花）とのふれあい」に関する不満の原因は、「沿道や公園等の緑や花の手入れが悪い」が多いので、同じように管理が必要と考えます。

2 ページ目、「野鳥や昆虫等とのふれあい」については、不満の原因は「野鳥や昆虫等が少なくなった」が多い。これは、身近な生き物が生息できる環境づくりが必要です。

「水や水辺とのふれあい」については、不満の原因は、「水が汚れたり、水辺が汚くなっている」ということで、これも適切な管理が必要と考えます。

「空気のきれいさ」については、「PM2.5」に関する不満が多いため、注意喚起等の情報提供の継続が必要です。

「周辺の静けさ」については、「自動車、オートバイなどからの交通騒音」に関する不満が多いので、警察や関係機関との連携による対策が必要です。

「まちなみ景観の美しさ」については、不満の原因は「古く、活気のない商店街が多い」や、「空き家が多く、住宅の管理が行き届いていない」が多い。よって、商店街の活性化や空き家対策で、景観の向上を図っていく必要があります。

「公園や野外レクリエーション地の充実」では、「遊具、トイレ等の施設が整備されていない」や、「ごみの散乱や雑草が多く汚い」というご指摘がありますので、施設設備の整備や管理、清掃等が必要です。

「ポイ捨てなどの散乱ごみ」については、「空き缶やタバコのポイ捨て、ごみの不法投棄が多い」という結果から、これに対する対策が必要です。

「文化財、遺跡等の保存・整備状況」については、場所が分からないというご指摘がありますので、サインの整備や情報の提供が必要です。

3 ページ、「歴史や伝統に関するまちの雰囲気」について、「まちなみに歴史的雰囲気が感じられない」という指摘があることから、歴史的な景観整備等が必要です。

「市民の環境に関するモラル」については、「ごみとかタバコ、空き缶のポイ捨てなどが多い」とご指摘があり、ポイ捨て防止の啓発の継続が必要です。

「ペットの飼い方のマナー」については、これだけが満足度よりも不満度が上回っており、ペットの糞尿が多いと言われております。マナー向上に向けた啓発が必要です。

総合的に見ますと満足していると言えます。

それから、「環境の保全や創造のための行動について」は、生ごみ処理機の利用は実行率が低く、もっと啓発していく必要があります。また、いろいろな活動への参加率も低いため啓発する必要があると思います。

「市の施策・事業等について」は、満足度が低くて重要度が高い項目は、省エネルギー対策と再生可能エネルギーの活用という結果で、いずれも地球環境に関する満足度が低くて重要度が高い。きちんと対応する必要があります。

「新たな助成制度」では、省エネ型給湯機、次世代自動車への助成を多く求められており、制度の検討をしていく必要があります。

「生物多様性の認知度」を聞いている4ページですが、6割を超える方が知らないという結果です。まずは言葉の意味から啓発していく必要があります。

「生物多様性に関する環境保全行動の実行」については、活動団体への参加が非常に低く、啓発やPR等で参加を促していく必要があります。

地球温暖化対策については、取り組むべきだと答えた人が9割ですが、取り組まないと答えた人の理由に注目すると、「個人で取り組んでも効果がない」という答えが多く、市民一人ひとりの意識の改革と協力を求める啓発を行っていく必要があります。

「自家用車の所有台数と使用目的」については、9割の方が所有しており、そのうち半数が2台以上持っていて、使用目的は、買い物利用が多く、使用を抑えることはできないという回答が挙げられています。やはり、公共交通機関の充実や、自転車利用の促進などの取り組みが必要だと考えています。

「省エネルギー行動の実行」として、省エネ運転をしている人は7割です。ただ、いつも実行しているのは半数程度なので、啓発が必要かと思います。

「自動車の導入」については、電気自動車や燃料電池自動車の導入率は低く、金銭的な問題かもしれませんが、条件を整えば導入したい人が3割くらいいるので、支援策が必要と考えます。

省エネルギーに配慮した行動については、外出時に公共交通機関を利用しない人が多く、今後もしないと言った人は3割もいるので、その辺りの支援が必要です。

家庭のエネルギー使用状況については、今後努力すれば少しは減らせるのではないかという回答がありますので、もう少し取り組みを進めるための啓発が必要です。

省エネルギーや新エネルギー設備の導入状況や今後の導入意向については、LED照明を除けば、導入予定がないという回答がありますので、導入支援等を検討する必要があります。

以上、市民アンケートの結果と課題です。

会長 : 事業者も一緒をお願いします。

九州環境管理協会 : では、資料4をお開きください。これも同様に、6～7月に調査をしております。回収率は57%です。

(2)の「企業の環境への取り組みと企業活動のあり方について」は、多くの事業者は社会貢献の一つと捉えていて、事業者の責務としての意識は高い。ただ、法規制をクリアするレベルでよいと答えた事業者が、前回よりも少し多くなっていることから、啓発をし、意識を変えていく必要があると考えております。

「環境配慮に関する計画や組織の設置について」は、新たに設ける意向の

ない事業者が半数くらいのため、取り組みを進めていく必要があります。

「環境配慮に関する社員教育について」は、行っている事業者は2割程度で、行っていない事業者は6割を超えており、これも前回は上回っている。環境に配慮した社員教育に取り組んでいただけるように啓発していく必要があります。

「環境マネジメントシステムの認知度と取り組み状況について」は、認知度はISOもエコアクションもどちらも低く、取り組み率も低いです。ただ、興味があると答えている方が3～4割いますので、環境マネジメントシステムを導入していただけるような支援策が必要になります。

2ページ目です。環境保全に関する取り組みについて、まず「循環型社会の実現について」は、雨水利用やレジ袋削減、環境にやさしい製品の開発販売、地産地消、これらの実施率が低いという結果です。

「公害防止について」は、家畜ふん尿の適正処理の実施率が低いです。

「地球温暖化対策について」は、ノーマイカーデー、公共交通機関の利用、カーシェアリングなど、車に関する実施率が非常に低いことがわかります。

「地域活動について」は、取り組み状況の公表や環境保全活動への協力が非常に低いことから、環境マネジメントシステムなどの導入支援が必要です。

「地域活動への参加意向について」は、時間が許す範囲で参加してもよいという方が6割なので、できる限り、参加しやすい時間の設定や呼び掛けが必要だと思います。

「省エネルギー設備・新エネルギー設備の導入状況」については、LED照明器具や人感センサーなどは導入率が高いですが、設備の導入が高額なものに対する対策は実施率が低くなっています。

「設備導入に必要な条件」としては、やはり価格ですので、補助金や融資制度などが必要です。

「代替フロン類の使用状況」は、2割弱が使用しており、使用済みフロンの回収やノンフロン機器の導入などの対策が必要です。

「施策の満足度と重要度」は、再生可能エネルギーの導入と、景観の創造の満足度が低く、重要度が高い結果となっています。

「行政の取り組みへの認知度と意向」については、全ての事業が3割以下の認知度にとどまっており、もっと情報提供をしていく必要があります。

「提供してほしい環境情報の内容」としては、「地域や民間団体の取り組み情報」、「環境問題の現状情報」が求められています。以上です。

会長 : 市民アンケート、事業者アンケートの結果を説明いただきました。いずれのアンケートも、今回、回収率が50%を超えており、市民・事業者の関心はまあまあ高いのではないかと思います。

市民から唯一満足より不満が多かったのは、3ページの「ペットの飼い方のマナー」です。またポイ捨てなども不満足率がかなり高いです。自然環境の周辺の静けさ、まちなみの景観の美しさは、かなり満足されている方が多いです。

施策についてまとめた資料は24ページの図です。左上が、重要度は高いけ

れども満足度は低いもので、左上に幾つか点がありますけれども、ここにある項目が問題です。

これらを基に、今度の環境基本計画を作るときに、まだできていないところや新たに必要だというところを、内容として盛り込んでいくこととなります。

3ページの「ペットの飼い方のマナー」で不満が多かったが、これについて市としては何か、どうするかについて、今の時点でのお考えはございますか。

事務局 : 今現在も、広報紙や狂犬病の予防接種の集団注射などで啓発を行っております。また、具体的に苦情案件が浮上したときに、その地域での回覧や、場合によっては保健所等関係機関と一緒に直接指導にも行っていますが、なかなか決定打がなく、目に見えた劇的な効果が上がらずに、苦慮している状況です。最近猫の苦情が、比較的多い状態です。啓発以外にはなかなか、なすすべがない。県では、地域猫として皆さんで飼って、去勢・不妊手術に補助金を出すという事業もありますが、宗像市では、大島で1件だけしか、まだ申請が出ていない状況です。行政も啓発を進めていきたいと思っています。

副会長 : ペットよりも猫のほうが実際は問題ですね。野良猫に餌をやっている人に困っている自治区は多いと思います。何か一策ないものでしょうか。公園の砂場にふんをして、それを入れ替えたりしても、またやる。

事務局 : 猫については、野良猫だけでなく、飼い猫の可能性もあるわけです。飼い猫を放されているということもあります。猫は家の中で飼うのがマナーになっていて、その啓発もやっていかないといけない。自治会の中で、片方は、餌もやらないのはかわいそうじゃないかと、片方はそんなことをされると大変なことになるよというぶつかり合いで、これに行政が入っていくと、意見の正しい判断はできませんので大変なことになります。

副会長 : 猫について、県下でも全国でもいいので、改善した事例があれば教えてほしい。

会長 : タバコのポイ捨てなども、公共の問題をマナーだけで解決しようとするとう無理です。福岡市などは、駅前の市街地では、完全にタバコを吸うことを禁止しています。自転車を止めることも禁止しています。福岡市のように徹底してやらないと、なかなか実現しないと思います。ただ、ペットの場合、例えばマンションだったら、猫や犬を飼うのは駄目ですと前もって入居の条件として設定することはできますが、一軒家でそういう条件設定はなかなか大変です。猫には人が言葉で言っても分からないですから、その辺りをどうするかについて、うまく対処している事例などがあればと思います。

副会長 : 私の所には4つ公園がありますが、ペットを公園に入れられないということを総会でみんなで決めました。しかし、規制を作って「入れない」という言葉を入れても、それは猫には分からないです。どこの自治区も猫の被害が多いと思います。猫もペットと一緒に対処することはできないでしょうか。

会長 : 野良猫などを捕獲するのは、県の保健所になりますか。

事務局 : 市も捕獲器の貸し出しはしていますが、猫に限っては飼い猫を放されている

場合もございます。それを捕獲器で捕まえると、後から苦情など、大変なことになるので、借りに来られる自治会には周知をお願いしています。捕まえた後も、写真などで確認してもらってと、とても大変です。

それと、先ほど公園でのふん害という話がありましたが、猫の場合は庭先でふんをされていると相談がありますが、隣近所の付き合いの問題もあり、なかなか防御すること、例えばとげのある柵をしてくださいという話をして、はっきり言って効果がないようです。これが、今からの課題と考えています。

委員 : 新宮町の相島はもう猫島です。あそこは、住民の方と猫とはどのような共生関係にあるのか、敵対関係にあるのか、もし情報があれば教えていただきたいと思います。

会長 : あそこは逆手にとって、野良猫が多いことを観光資源に使ったのがよかったかもしれないですね。

事務局 : 大島と同じように、地域猫を島中で飼われているみたいで、観光資源として活用し、猫好きの方がわざわざ渡られて写真を撮って帰られているみたいです。同じように、こちらでも、猫好きな人は地域にいる猫でもかわいくてたまらない。野良猫かどうか分かりませんが、かわいいという話で、えさを与えてしまいます。島などでは、比較的地域猫はやりやすいのですが、広い地域になると、地域猫はなかなか難しいと思っております。

委員 : 大島でどのようなことをしたのですか。

事務局 : 地域猫と呼ばれるもので、ある方が代表という形で、周りの猫を不妊去勢手術をして、それ以上増えないようにしています。その猫は1代限りになりますので、飼っている猫とは別ですが、地域で猫を見守っていきましょうという活動をしています。

委員 : 市民アンケートの45ページから、自由意見(原票)があるのですが、約半数の100名くらいの方が、こうして意見や感想を出しています。これに対しては、質問をしてくれた方に対する返事の予定はありますか。せっかく書かれたものについて受けてだけで、何の返事も無い、音さたがないのでは、せっかく書いたのにと、あまりいい気持ちがないのではないかと。やはり、アンケートとして聞いた以上は何らかの形で返事を、個別には難しいでしょうが、コミュニティごとに、こういう質問がありましたと説明会をやる必要があると思います。

事務局 : 今回は無記名でのアンケートですが、どちらの地区にお住まいか書いていただいているものは分かります。コミュニティでこういった説明をさせていただくと、役員さんに説明する形になります。

委員 : 例えば、市の広報で、多かった質問などに関しては、アンケート調査の結果、このような意見がありましたと市としての考え方を特集する。この方が、今後アンケート調査で、いろいろな協力も得やすいのではないかと思います。

事務局 : アンケート調査の概要は、取りまとめも含めて、ホームページへの掲載は可能かもしれませんが、広報は、紙面の枚数制限があり難しいかと思っておりますので、広報にはホームページに載せていますとお知らせすることができると思いま

す。本当に貴重なご意見を頂いているのに何も返しが無いのはよろしくないと思います。全てに対しては難しいと思いますが、重要な意見には答えを付けて、ホームページでご案内できればと。少し検討させてください。

委員 : ぜひ、何かの形でお答えした方がいいかと思います。
会長 : ホームページなどでの情報提供に問題がなければ、皆さん方に文言などを確認いただいてホームページに掲載していただいているのではないかと思います。さらに、それを見ていただいた市民の方からさらなる意見があれば、お寄せくださいという形にして、これからの検討議論にさらに反映できるかと思っています。

副会長 : 市民アンケート調査の2ページ目の「まちなみ景観の美しさ」のところで、空き家の問題が出ています。これはただ景観を損うだけではなく、衛生上、非常に具合が悪いのです。

例えば、空き家が多いか少ないかで、その町が住みやすいかどうかという、一つの大きな目安にもなります。宗像市は、空き家に対して何か対処し、非常にうまくいっているということであれば、定住者が多くなりますよ。今のところ、空き家の問題はどういう考えですか。

事務局 : 空き家対策は、定住化と併せて市でも力を入れていて、今、定住化はある程度効果も出てきていますが、空き家対策は、家を手放さないとされる所有者が多いみたいです。しかし、管理が不十分な場合が多く、民民の話になるのでなかなか難しい。そのため、問題があってから動くことが、今はほとんどではないかと。

これは初めてですが、空き家自体がもう倒壊寸前になって、相続人の方と市で確認した上で、最終的にもう自分たちは全部放棄しますとなり、最終的には行政が行政代執行として費用をかけて解体をしたという事例が出てきました。やはり、本当にもう使われなければ、売買に出されるのが一番いいと思います。

副会長 : 地元が対処するので、今問題になっている所の住所を教えてくださいけれども、それは教えられないと返されます。それも困っているのです。

事務局 : 問題になった所の空き地、空き家というのは、相続人が分からない場合が多い。本来であれば、持ち主の住所が載った登記簿等はどなたでも取れます。しかし、持ち主の登記のご本人が亡くなっていて、その2代目3代目が持ち主ということが多いため、これを追跡するのは住民の方には本当に難しい。行政も情報保護の関係で、言いにくいというのは当然あります。

副会長 : 何かいい方法で、条例か何かつくれないのでしょうか。

事務局 : 周りの住民の方に影響があるような、例えば倒壊の危険性があれば、行政も条例を持っていますので、その条例に基づいて指導して、最終的に解体になることもあります。ただ、まだ空き家になって1年か2年など、そういう建物についてはなかなか対策が進まないというのが現状です。

副会長 : 空き家について、我々住民は行政から住所を教えてもらうことができないのが、私は不思議です。

事務局 : 空き家を法務局等で調べたら、持ち主のお名前、住所は出るはずですが、ただ、

この方がもう亡くなっていて、その次の代になると、戸籍等を調べるしかないで、これを行政が教えることは不可能です。

委員 : その空き家の件ですが、空き家が多いと言っているのに、アパートやマンションが建つとすぐ人が入ります。空き家問題の解決方法が何かあれば、わざわざ空き地をつぶしてマンションを建てたり、アパートを建てたりしない。空いている空き家をうまく活用して、何とかうまくできないかと思っています。

事務局 : 定住化の担当課で、それに近い形での斡旋制度はあると思いますが、持ち主がどうされるかという話になりますので、なかなか難しい。例えば一軒家の空き家は、このままでは住めないで、ある程度整備をして貸し出すことになります。その場合の整備費について、一部補助しましょうという制度もあります。ただ、やろうという意思を持たれないと難しいので、なかなか進まない大きな原因だと思います。アパート、マンションは、お金さえ払えば住めますが、自治会活動や自治会に入らないなどの影響も一方では問題点になっているのです。

委員 : 今、中国人の留学生が、うちの学校は35人くらいいますが、留学期間は1年や1年半です。今35人いますが、来年何人になるかは分からない。そのときに、彼らの住みかを探すのがすごく大変なのです。アパートを幾つか分散させて借りています。しかし、人数が増えたときに、新しいアパートを探すのがものすごく大変なのです。そんなときに、留学生の住む所に関して、空き家などがうまく利用できないかなと、少し個人的な問題で考えたのですけれども。

事務局 : それは、定住化担当に相談されたことはありますか。

委員 : いえ、していません。今後、外国からの留学生ももっと増えてくると思います。そういった空き家を市として、留学生会館で何軒か空いている所を押さえて、安く部屋を提供してもらえるようなことがあったら便利だなと。

会長 : 最近の話ですけれども、空き家をリノベーションして、ほかの用途で使って地域を活性化するという取り組みも、隣の福津市の津屋崎などではあります。昔からの住宅をそのまま移住者に提供する取り組みもありますので、留学生を対象にした空き家活用を、宗像市として取り組むのもあり得るのではないかと思います。

事務局 : 定住化担当に確認してみます。

会長 : 留学生で、心配な面もありますが、本当に成功すれば、いろいろな人にプラスになってくると思います。

空き家の話も、環境、景観だけではなく、環境面でも調べていただいて、うまくできるのであれば、基本計画の中でもきちんと進めていきたいと思えます。

事業者のアンケートもありましたが、これはいかがでしょうか。事業者の資料4の2ページですが、省エネなどの新しい設備の導入に必要な条件として、下から3つ目にまとめています。ここは補助金・融資制度も重要ですが、行政・市としては情報提供も行って、事業者が自主的に導入してもらうこと

も、施策としては必要と考えます。

宗像市の特徴としては、やはり自動車が重要で、個人としてもエコカーを導入するという方法がありますが、公共交通機関の利用はあまり強調できませんので、事業者対策をどうするかは、特に注意して考えないといけないと思います。

委員 : 電気自動車は、もうすぐ6年目ですが、インフラ設備が今はすごく充実している。全国どこでも充電できるカードがあり、どこでも行けるとい、そういう時代になっているのです。電気自動車の普及が進んでいるのは確かです。宗像はいつもCO2排出量が多いとか、車の台数が多いことが問題になっている。よって、電気自動車に変えたらいいと前から思っていました。

会長 : 電気自動車そのものに補助するというのではなく、それを使うための設備を充実させるという話ですよね。電気スタンドを増やしたり、インフラの整備が重要だと。電気スタンドが増えれば、電気自動車を利用する人も増えてくるという話です。電気自動車も、まとまって使うような会社があれば、働きかけることもあるかもしれないですね。

委員 : 皆さん気になっているのは、燃費のことについてです。ガソリン車と比較した場合は、金額的には10分の1なのです。ガソリンを使ってCO2が出るよりも、電気を使うと温暖化対策にはいいということです。

委員 : 電気自動車の電気はどこから来るのですか。

委員 : 電気は2種類あって、1つは余っている夜間の分で入れて、もう1つはソーラーパネルが天井にありますから、それから入れています。

委員 : 電気に色が付いているわけじゃないから、今、日本では一般的にほとんどが火力発電から電気が来ているでしょう。数年前は、原子力発電が随分と割合を占めていましたけれども、今は火力発電でしょう。それとCO2との関係はどうなるかというのをお尋ねしたいのです。

会長 : 今、電力の発電方法は、いろいろありますが、現状の発電方法で比較して、電気自動車とガソリン車のどちらがCO2の排出量が少ないかなどの情報をまとめて、基本計画のコラムなどで紹介して、電気自動車の方がいいということ伝えていくのも重要だと思います。もちろん、発電の方法で、CO2の排出係数も変わりますので、そのとりまとめも必要になるかだと思います。

アンケートの結果については、基本計画の中で反映しますので、このあとも引き続き、ご意見いただくことがあると思います。

(3) 自然環境調査(経過報告)について

(4) 市民ワークショップの経過について

会長 : (3)「自然環境調査(経過報告)について」と、(4)「市民ワークショップの経過」を続けて説明をお願いします。

九州環境管理協会 : 資料5です。まず、自然環境調査の進捗報告について、平成27年2月～3月にかけて、研究会を立ち上げています。その後、会議を何回か開催し、6月に、沖ノ島の合同調査を行い、本年の6月をもって現地調査が終わっています。現在、報告書のとりまとめをしているところでございまして、今月

をめどにとりまとめたと思っています。

今後の予定としましては、11月20日に第4回自然環境調査研究会を行い、内容を確定します。それに付随しまして、来年2月に環境フォーラムで自然環境調査の結果報告を行いたいと思っております。

現在、市民・事業者等のワークショップをやっております。方法としましては、第1～3回をそれぞれテーマ別で行い、第1回が、地球温暖化、第2回が自然環境、今週末に、ごみの話をします。その後、今月末に第4回として、3題同時でまとめ作業を行います。

会長 : 自然環境調査は、昨年から、実際の調査も含めて検討していただいています。近々、報告書がまとまる予定ですので、よろしくお願ひします。

ワークショップは、これまで2回開催し、今月の12日と26日に第3回、第4回があるということです。これらは報告のみですが、何かご意見ありませんか。

<特に意見なし>

4. 審議事項

(1) 計画の目次構成について

会長 : それでは、今日予定の審議会の審議事項です。4の(1)「計画の目次構成について」を、簡単に事務局から説明いただきます。

九州環境管理協会 : 資料6をお願いします。中間見直しの報告書と併せて見ていただければと思います。この表の見方は、左側が現行計画の目次、右側が新しい計画の目次で、現在検討している段階です。

まず序章です。現計画には、導入部分に少しですが文章があります。必要性を検討と書いていますが、1つのやり方としては、計画策定の趣旨の中にこのような文章を入れていく方法もあると考えております。

序章と1章の間に、現行計画の状況について、施策の実施状況や数値目標の達成状況、あるいは市民の評価を入れ込む必要があると考えております。

次は、宗像市の概況です。これは現行計画に入っていないので、簡単に沿革や位置などを入れたいと思っております。

第2章の「目指す環境像と目標」で、ここは概ね現行通りで進めようと思っておりますが、例えば実現に向けた目標の名前や背景などを少し検討する必要があると思っております。

第3章も概ね現行通りですが、先ほどと同じように、名称や体系は検討中です。現行計画と同様に、施策の目標ごとに、現状と課題をまとめて、施策の内容、数値目標を記述していきたいと考えています。また、4番目の「美しい地球のために」については、地球温暖化対策実行計画の区域施策編を入れ込むことを考えています。

第4章「主要環境プログラム」については、必要性を検討中です。これは後ほど市からご説明いただきますが、進捗状況を踏まえて判断する必要があると考えています。やっていないものをもうやめるのか、新しいものを始めるのかということもあるでしょうし、現行の第3章の中に入れ込んでいくこ

とも選択肢としてあるのではないかと考えています。

第5章の「第三者評価組織」については、環境保全審議会の名称を明記しようと考えています。

第6章の「環境配慮の方向性」については、現在行っています自然環境調査結果や、環境配慮指針を参考に方向性を示すような構成にしたいと考えています。

事務局 : 第4章の「主要環境プログラム」の必要性の検討に当たりまして、項目ごとに進捗状況を作らせていただいています。第4章の項目を、どの程度実行しているか、まだ実施できていないかについて説明させていただいているものでございます。

この主要環境プログラムは、今まで、第3章と分けて、再掲という形で上げていたのですが、このような形で、もう一度取り上げる必要があるかについて、今回、ご審議いただきたいと思います。

会長 : ただ今、審議事項ということで、基本計画の目次構成案と、前回の計画の中に「主要環境プログラム」が第4章にありましたが、これについての進捗状況は、できているところ、あるいは実施していないところの両方が入っています。今回検討する環境基本計画の中で、どう扱うかについてご意見ございましたら、よろしく願います。

では、私から、この資料6の右側の新しい計画のほうで、第1章の3、市民評価とありますが、先ほどのアンケートの結果は、この市民評価で使われてくるということでしょうか。今回の市民アンケート、事業者アンケートは、今度の計画の中ではどう扱われるか、何かお考えがあれば教えていただければと思います。

九州環境管理協会 : 満足度と重要度の評価が現行計画の施策において、どうだったのかと聞いておりますので、その部分が入ってくると考えております。

会長 : 現行計画の施策の実施状況が入るということですか。

九州環境管理協会 : そうですね。現行計画の評価については、現行計画における施策について、市民の方はどう考えているか書こうと考えております。

会長 : 分かりました。その他、ご意見ございませんか。

おそらくこの構成案を、具体的にまとめていくと、また少し変わる部分もあり得ると思いますので、今日の時点では、計画の資料を作成する際に、この構成でこれからまとめていくことになると思います。よろしいでしょうか。

1つだけ、第4章の主要環境プログラムは、今の構成案では、3章の中に入れてしまうということですが、よろしいでしょうか。中には実施していないというプログラムもありました。例えば、「暮らしの中の省エネルギー対策」は、市として実行しなくても、国や、県が行ったため、市として行わなかったと思います。そういうところはもう、新しい計画でも取り上げないとなっているということかもしれないです。

バイオマスの利活用では、先ほど途中でもご意見がありましたが、いろいろな意味で、地域循環システムとしても、バイオマスの利活用はありますし、農地の話でもあります。その辺、主要環境プログラムとしてはもうなくなり

ますが、何かの施策プログラムとしては、あっていいと感じるのです。先ほどのペットの話や全般的な施策をまとめる中で、特に重要な部分が幾つかまた出てくれば、1つの章として取り上げるのかどうか、あらためて検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

5. その他

事務局 : 今後の予定です。先ほども申しましたが、資料5にございました自然環境調査研究会の第1回を11月20日、環境フォーラムを2月12日に行う予定です。繰り返しになりますけれども、報告をさせていただきます。

本日の議事録ですが、各委員さんのご発言につきましては、お名前は出さず、委員さんからの発言ということで取りまとめをさせていただいています。皆さんにご確認をいただいたあと、ホームページで公表しますので、よろしくお願いたします。

会長 : それでは、以上をもちまして、平成28年度第1回の宗像市環境保全審議会は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

以上